

東播臨海広域ごみ処理連絡会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東播臨海広域ごみ処理連絡会議（以下「連絡会議」という。）の会議を公開することにより、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、広域行政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた広域行政の推進に資することを目的とする。

(会議の公開基準)

第2条 連絡会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に定める不開示情報に該当する事項について会議を行う場合は、当該会議を非公開とすることができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第3条 連絡会議の会長は、前条に定める基準に基づき、あらかじめ会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。ただし、公開の会議中において、連絡会議の会長が引き続き会議を公開することにより公正かつ円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認める場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 何人も、連絡会議の会議が非公開とされたときを除き、連絡会議の会議を傍聴することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 定員数を超えて傍聴を希望する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の秩序維持が困難であると認められる者

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる遵守事項を守り、連絡会議の会長の指示に従わなければならない。

- (1) 発言、批評及び示威行為をしないこと。
- (2) 私語、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 連絡会議の会長は、前項に定める遵守事項を守らない者がある場合は、その者に対し、途中退場をさせることができる。

4 傍聴人の定員数は会議の開催の都度決定し、傍聴希望者が定員数を超える場合は先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、先着順により難しい場合は、抽選により決定することができる。

(会議開催の事前公表)

第5条 連絡会議は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の開催1週間前までに次に掲げる事項を記載した文章を、高砂市のホームページで公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開とする場合は、非公開とする理由）
- (6) 傍聴人の定員数及び傍聴手続
- (7) その他必要な事項

附 則

この要綱は、平成27年 6月29日から施行する。